

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成29年 6 月30日
【会社名】	オーケー食品工業株式会社
【英訳名】	OK Food Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大重 年勝
【本店の所在の場所】	福岡県朝倉市小田1080番地 1
【電話番号】	(0946) 22-5001 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 城後 精二
【最寄りの連絡場所】	福岡県朝倉市小田1080番地 1
【電話番号】	(0946) 22-5001 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 城後 精二
【縦覧に供する場所】	オーケー食品工業株式会社 東京支店 (東京都台東区蔵前 4 丁目 5 番 9 号 OTビル) オーケー食品工業株式会社 大阪支店 (大阪府茨木市駅前 3 丁目 2 番 2 号 晃永ビル) オーケー食品工業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市熱田区比々野町41番 1 号 第三小島ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施するものであります。

併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却処分、または自己株式として当社が買取り、それらの売却代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

6,861,500株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合による発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、優先株式を含めた全ての種類の発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するとともに、株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

また、優先株式は現時点で発行しておりませんが、この度の株式併合に伴い、優先配当に関しても現行と実質同水準となるよう、第11条の2（優先配当およびその上限等）を変更するものです。

なお、本変更については、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、大重年勝、越智敏和、豊原英敏、城後精二、香川敬三、松尾義明、調正範、中島大明、山口鎮雄、家永由佳里を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、古賀知行を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	30,822	263	0	（注）1	可決 99.15
第2号議案 定款一部変更の件	30,895	190	0	（注）1	可決 99.39
第3号議案 取締役10名選任の件				（注）2	
大重 年勝	30,989	96	0		可決 99.69
越智 敏和	30,989	96	0		可決 99.69
豊原 英敏	30,989	96	0		可決 99.69
城後 精二	30,989	96	0		可決 99.69
香川 敬三	30,989	96	0		可決 99.69
松尾 義明	30,989	96	0		可決 99.69
調 正範	30,989	96	0		可決 99.69
中島 大明	30,989	96	0		可決 99.69
山口 鎮雄	30,989	96	0		可決 99.69
家永 由佳里	30,988	97	0		可決 99.69
第4号議案 監査役1名選任の件				（注）2	
古賀 知行	31,004	81	0		可決 99.74

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次の通りです。

- 1 第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- 2 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。